## 不納欠損額の内訳

内閣府及び厚生労働省所管 年金特別会計 (子ども・子育て支援勘定)

(単位:百万円)

区分		本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計 計		備考	
	<b>□</b> /3	件数	金額	件数	金額	件数	金額	VIII 3	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの(免除)		_	-	_	_	_	-		
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの(消滅時効の完成)		0	0	153, 408	200	153, 408	200	子ども・子育て拠出金債権 200	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの(滞納処分の停止)		176	0	25, 922	94	26, 098	94	子ども・子育て拠出金債権 94	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの(みなし消滅)		_	-	_	_	_	_		
	債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの(消滅時効が完成し、 かつ、援用の見込み)	-	-	-	-	-	-		
	債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの(法人の清算が結了)	_	-	-	_	-	-		
	債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの(債務者死亡後債務に ついて限定承認があった場合において、相続財産の価 額が強制執行費用等を超えない見込み)	-	-	-	-	-	-		
	債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの(破産法等の規定によ り債務者が免責)	_	_	_	_	_	_		
	債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの(債権の存在について 法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見 込みがない旨決定)	_	-	_	_	_	-		

## 令和5年度

## 不納欠損額の内訳

内閣府及び厚生労働省所管 年金特別会計(子ども・子育て支援勘定)

(単位:百万円)

			本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		+	(単位:百万円)	
区分		件数	金額	件数	金額	件数	金額	備考	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの(免除)		=	-	_	_	_	-		
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの(消滅時効の完成)		-	=	146, 923	211	146, 923	211	子ども・子育て拠出金債権 211	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの(滞納処分の停止)		358	0	30, 757	127	31, 115	127	子ども・子育て拠出金債権 127	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの(みなし消滅)		ı	-	-	1		-		
	債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの(消滅時効が完成し、か つ、援用の見込み)	1	-	-	-		-		
	債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの(法人の清算が結了)	_	_	_	_	_	_		
	債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの(債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額 が強制執行費用等を超えない見込み)	-	-	-	_		-		
	債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの(破産法等の規定により 債務者が免責)	_	_	_	-	_	_		
	債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの(債権の存在について法 律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込 みがない旨決定)	_	-	_	_	_	_		

## 不納欠損額の内訳

内閣府及び厚生労働省所管 年金特別会計 (子ども・子育て支援勘定)

(単位・百万円)

区分				前年度以前発生債権分		<del> </del>	備考		
		金額	件数	金額	件数	金額	VIII 175		
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの(免除)		_	_	_	-	-			
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの(消滅時効の完成)		-	142, 882	251	142, 882	251	子ども・子育て拠出金債権 251		
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの(滞納処分の停止)		0	47, 846	217	48, 244	218	子ども・子育で拠出金債権 218		
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの(みなし消滅)		-	-	-	-	-			
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの(消滅時効が完成し、 かつ、援用の見込み)	-	-	-	-	-	-			
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの(法人の清算が結了)	-	-	-	-	-	-			
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの(債務者死亡後債務に ついて限定承認があった場合において、相続財産の価 額が強制執行費用等を超えない見込み)	-	-	I	-	-	-			
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの(破産法等の規定によ り債務者が免責)	-	-	-	-	-	_			
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの(債権の存在について 法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見 込みがない旨決定)	-	-	-	-	-	-			